

大分県報

令和八年
四月一日
（四六）

（水曜日）

目次

病院局管理規程

大分県病院局長の職務代理者の指定に関する規程……………

病院局訓令

大分県病院局職員安全衛生管理規程の一部改正……………

大分県病院局事務決裁規程の一部改正……………

○病院局管理規程

大分県病院局長の職務代理者の指定に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和八年四月一日

大分県病院局長 佐藤昌司

大分県病院局長 佐藤昌司

大分県病院局管理規程第六号

大分県病院局長の職務代理者の指定に関する規程の一部を改正する規程

大分県病院局長職務代理者の指定に関する規程（平成十八年大分県病院局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

本則第一項及び第二項中「病院局次長」を「病院局理事又は病院局次長」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

○病院局訓令

大分県病院局訓令第六号

本局

病院

大分県病院局職員安全衛生管理規程（平成十八年大分県病院局訓令第二号）の一部を次のように改正する。

令和八年四月一日

大分県病院局長 佐藤昌司

第五条の見出し中「病院局次長」を「病院局理事等」に改め、同条中「病院局次長」を「病院局理事又は病院局次長」に改める。

第六条から第十三条までの規定中「病院局次長」を「病院局理事又は病院局次長」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

大分県病院局訓令第七号

本局
病院

大分県病院局事務決裁規程（平成二十三年大分県病院局訓令第三号）の一部を次のように改正する。

令和八年四月一日

大分県病院局長 佐藤昌司

第四条（見出しを含む。）中「次長」を「理事、次長」に改める。

第八条第一項ただし書中「局長」の下に、「理事」を加え、同項の表中「次長」を「理事又は次長」に改める。

別表第一の項目の項中「次長」を「理事又は次長」に改め、同表の十一の項の局長の欄第二号中「次長」を「理事、次長」に、第三号から第十一号までの規定中「次長」を「理事及び次長」に改め、同表の十四の項の局長の欄第一号中「次長」を「理事及び次長」に改める。

別表第二の二のイの表の四の項の課長の欄中「次長」を「事務局長」に改める。

附則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年四月一日

大分県報号外（病院局管理規程・病院局訓令）

一